（削る）				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、令和六年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用し、令和五年度以前の予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

○農林水産省令第二十三号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、農林水産省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

農林水産大臣　坂本　哲志

農林水産省定員規則の一部を改正する省令

農林水産省定員規則（平成十三年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後			改正前		
（本省及び各外局別の定員）			（本省及び各外局別の定員）		
第一条　農林水産省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。			**第一条**　農林水産省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。		
区　分	定　員	備　考	区　分	定　員	備　考
本　省	一三、八八四人		本　省	一三、九三四人	
林野庁	四、六七二人		林野庁	四、六八九人	
水産庁	一、〇二七人		水産庁	九九九人	
合　計	一九、五八三人		合　計	一九、六二二人	

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○国土交通省令第四十四号

特定多目的ダム法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第百三号）の施行に伴い、並びに特定多目的ダム法施行令（昭和三十二年政令第百八十八号）第十八条及び河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第三十一条の規定に基づき、特定多目的ダム法施行規則及び河川法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

第一条　特定多目的ダム法施行規則及び河川法施行規則の一部を改正する省令

（特定多目的ダム法施行規則の一部改正）

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

水産業振興対策地方公共団体整備費補助金				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
漁村活性化対策地方公共団体事業費補助金				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）